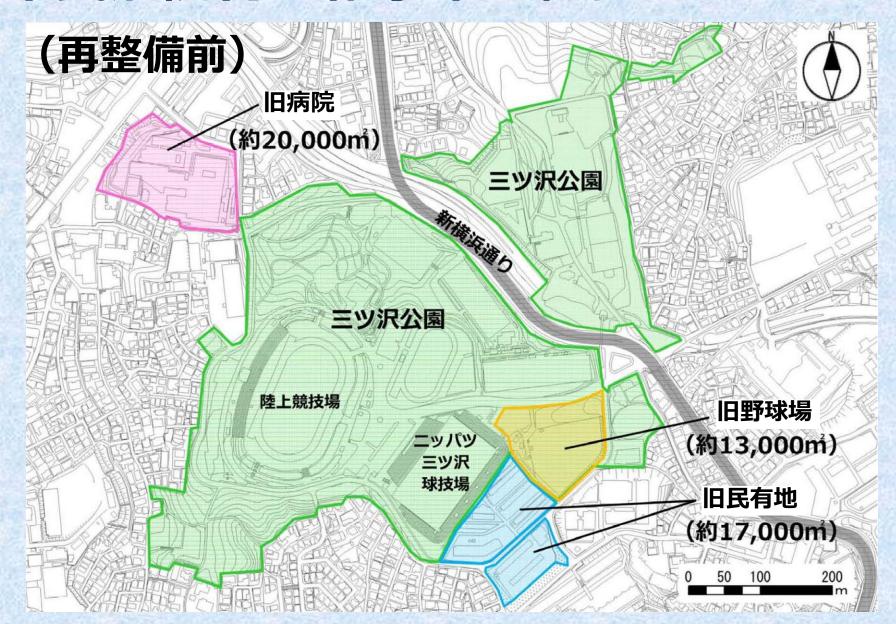
# 旧横浜市立市民病院解体工事工事説明会

令和4年7月1日(金) 19:00~

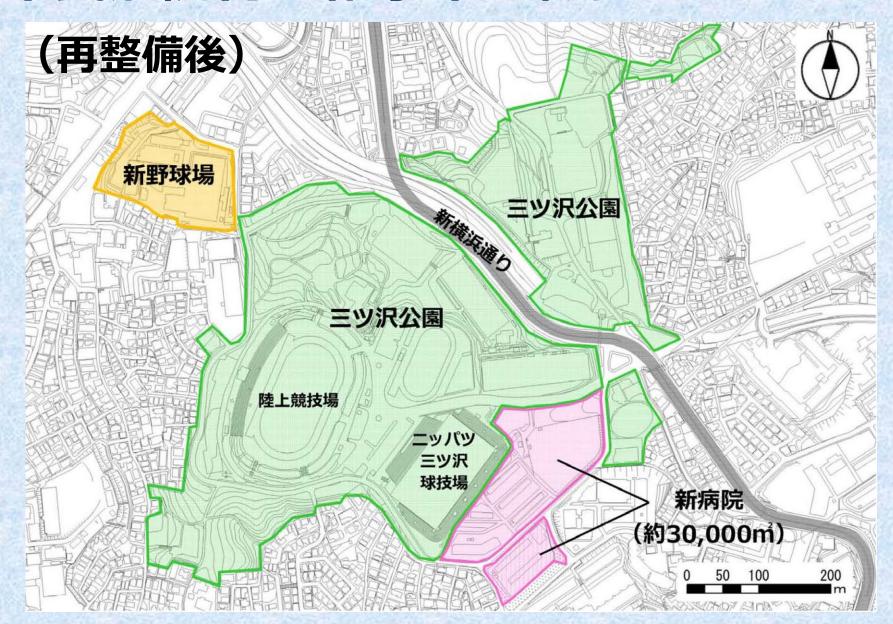
令和4年7月2日(土) 10:00~

# 市民病院再整備事業について

# 市民病院再整備事業の概要



# 市民病院再整備事業の概要



## これまでの経緯

平成25年12月 三ツ沢公園の一部及び隣接 民有地を移転計画地として選定

平成26年9月 「横浜市立市民病院再整備基本計画」策定

平成28年9月 病院及び公園の都市計画決定

平成29年7月 新市民病院建設工事着手

### 新市民病院(令和2年5月1日移転開院)



### 新市民病院(令和2年5月1日移転開院)



総合受付



有料個室



ブロック受付

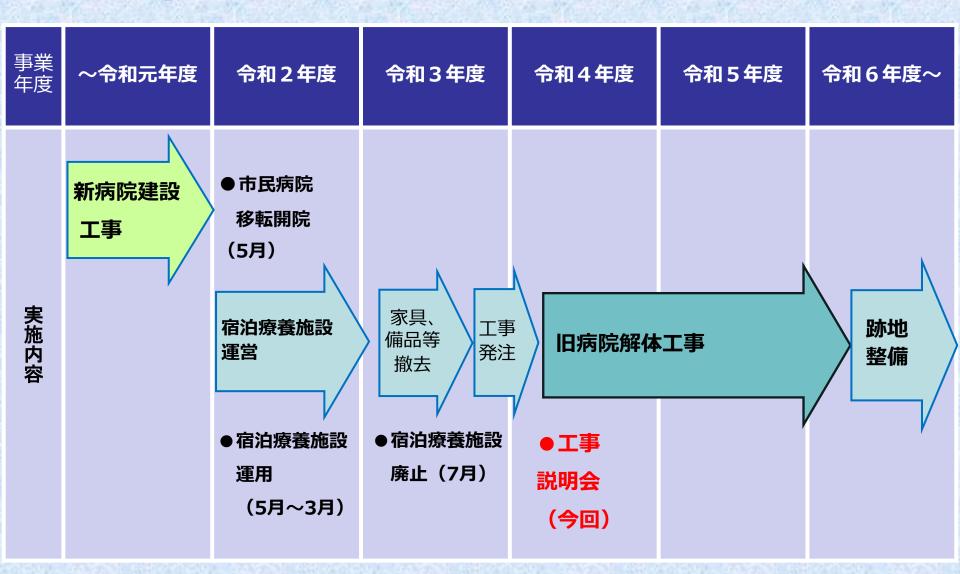


手術室

# 新旧市民病院の施設概要

	新市民病院	旧市民病院
敷地面積	29,260.82m	20,389.41m <sup>2</sup>
延床面積	79,612.59m²	45,399.84m²
建物規模	地上7階 地下2階 (診療棟)	地上8階 地下3階 (南病棟)
稼働病床数	650床	650床

### 再整備事業 スケジュール



# 解体工事の概要について

(1)工事名称: 旧横浜市立市民病院解体工事

(2) 施工場所: 保土ケ谷区岡沢町56番地

(3) 施工業者: 戸田・大勝・紅梅建設共同企業体

### (4) 建物概要

- ●敷地面積:20,389.41㎡ ●延床面積:45,399.84㎡
- ●構造及び規模
  - ア 南病棟:鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階 地下3階 塔屋2階
    - 建築面積 2,564.67㎡ 床面積 17,134.73㎡
  - イ 東病棟:鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)地上5階 地下3階
    - 建築面積 2,117.62㎡ 床面積 11,899.14㎡
  - ウ 西病棟:鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 地下2階 塔屋2階
    - 建築面積 1,766.23㎡ 床面積 9,119.67㎡
  - エ がん検診センター:鉄筋コンパート造 地上4階 地下1階 塔屋2階
    - 建築面積 1,297.00㎡ 床面積 4,212.00㎡
  - オ 緩和ケア病棟:鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階 地下1階 塔屋1階 建築面積 614.86㎡ 床面積 1,289.48㎡
  - カ 保育棟:鉄筋コンクリート造 地上3階
    - 建築面積 125.00㎡ 床面積 373.00㎡
  - キ 管理棟:鉄骨造 地上3階
    - 建築面積 415.06㎡ 床面積 1,166.82㎡
  - ク 旧活性汚泥槽:鉄筋コンクリート造 地上1階 地下1階
    - 建築面積 147.00㎡ 床面積 205.00㎡

### 敷地配置図



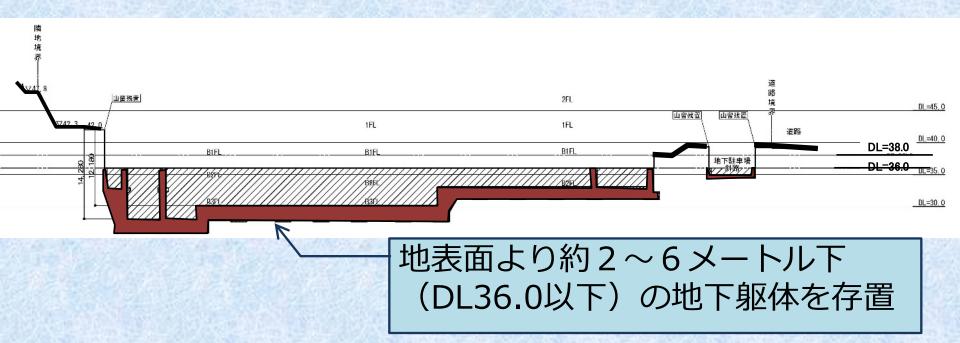
# (5)建物解体に先立ち、建物内に含まれる石綿(アスベスト)を除去します。

建物解体前に、建材(内装材、塗料等)にアスベストが含まれている箇所の有無について事前調査します。

アスベストが含まれている建材については、関係法令に基づき、飛散防止に注意しながら除去工事を行い、適正に処分します。

### (6) 既存の建物地下躯体を一部存置します。

跡地利用に支障のない範囲の地下躯体を存置し、 地下での工事範囲を限定することで、<u>周辺地盤へ</u> の影響を軽減することが期待できます。



# (7)解体建物のコンクリートを現場で再生処理し、存置躯体内の埋戻し材に使用します。

<u>資源の有効利用、環境対策及びコスト縮減対策</u>として、解体工事で発生するコンクリート塊を現場において破砕加工し、地下部分の埋め戻し材として活用します。



①重機で建物を解体







②現場で自走式破砕機によりコンクリート塊を破砕加工

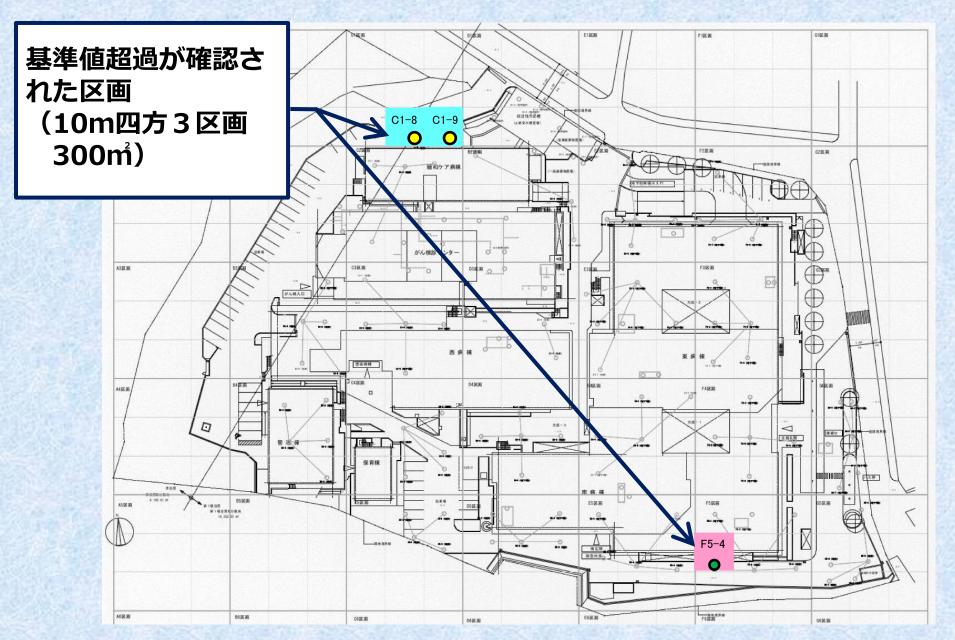
③地下部分(存置躯体内)の埋め戻し材に活用

# (8) 土壌汚染に留意しながら工事を行います。

病院の廃止により、土壌汚染対策法の規定に 基づく土壌汚染調査を行った結果、敷地内の一 部土壌から、土壌汚染対策法の基準値を超える 特定有害物質が検出されています。

基準値を超過した部分は、現在仮囲い等により一般の立入りを規制しています。また、土壌はアスファルト舗装等で被覆されており、土壌が飛散するおそれはありません。

## 土壌汚染調査の結果



# (8) 土壌汚染に留意しながら工事を行います。

解体工事においては、関係法令に基づき、汚染土壌の飛散、流出がないよう留意しながら工事を 行います。

特定有害物質が検出された区画は「<u>形質変更時</u> 要届出区域」に指定されており、掘削等の工事を 行う際は、事前に所管官庁に届け出を行い、その 指導に従います。

また、今後、関係局と協議しながら、汚染土壌の適正処理等の必要な措置を講じてまいります。

### (9) 工事期間:

令和4年7月11日から準備工事に着手令和6年7月31日まで(予定)

工事期間中、近隣のみなさまには ご不便、ご迷惑をおかけいたしま すが、ご理解とご協力のほどよろ しくお願い申し上げます。

# 解体工事の工事方法について

### 作業時間及び休業日

(1) <u>作業時間</u>は、原則として<u>午前8時 ~</u> <u>午後6時迄</u>とします。

騒音・振動の少ない準備・片付作業等の軽作業及び 資機材等の搬出入については、上記から除かせて 頂きます。

また、暴風雨・地震等の緊急時や、中断が困難な 連続作業については、上記作業時間を変更して 作業をさせて頂く場合があります。 その際は、近隣お知らせ看板にて掲示いたします。

### 作業時間及び休業日

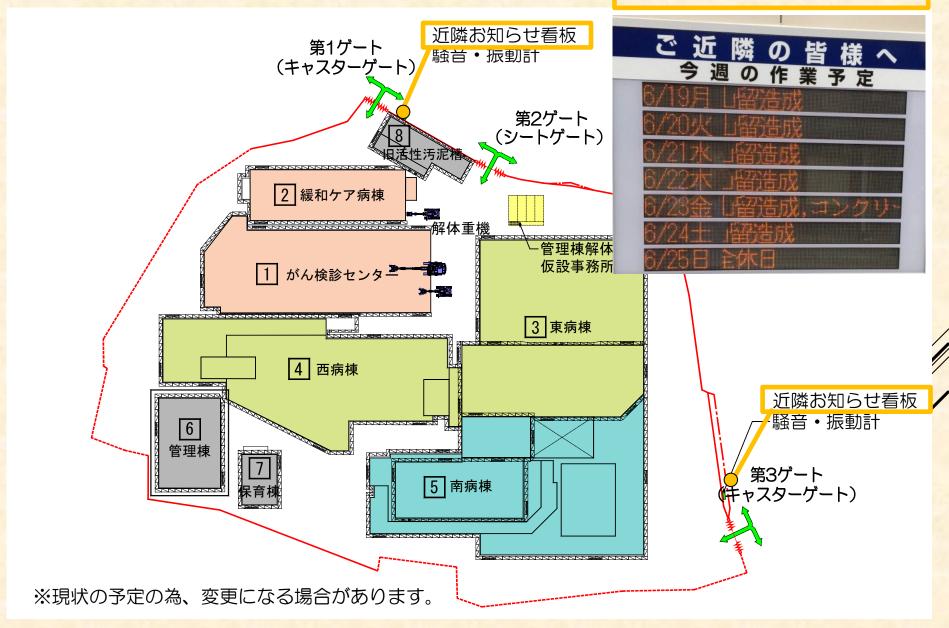
- (2) <u>休業日</u>は原則として、<u>日曜・祝日</u>とし <u>土曜日は月1~2日</u> 作業いたします。
- (3) 作業時間・休業日については、例外として 以下の作業を実施させて頂く場合がありま す。その際も、近隣お知らせ看板にて掲示 いたします。
  - 危険防止上やむを得ない場合
  - 交通規制を受ける資機材の搬出入がある場合
  - 連続作業により中断できない場合
  - 行政指導等による夜間作業 等

### 作業時間及び休業日

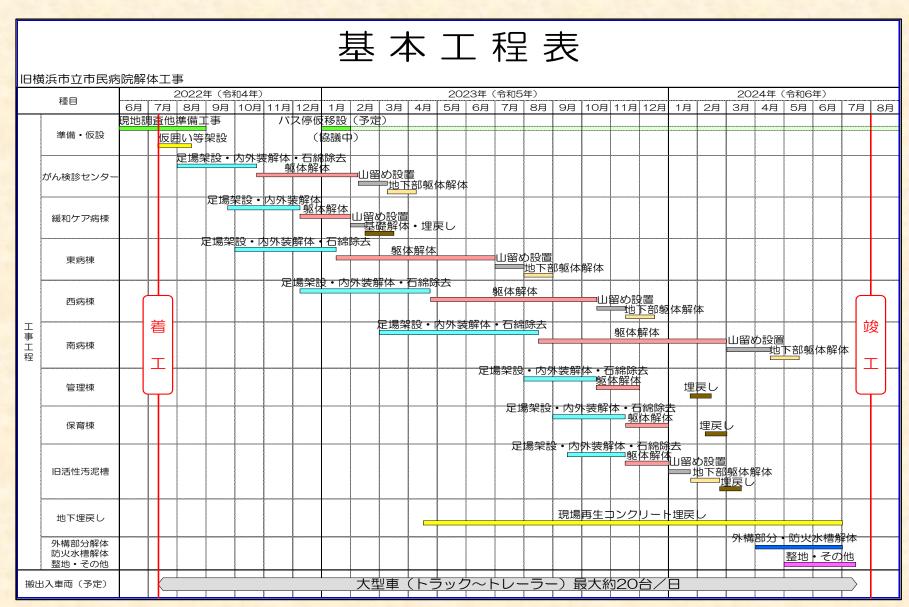
(4) 三ツ沢公園内での大規模イベント等開催により、周辺道路の混雑が事前に予想される場合には、作業時間を短縮、又は現場作業を中止とします。

#### お知らせ看板

#### 近隣お知らせ看板(イメージ)



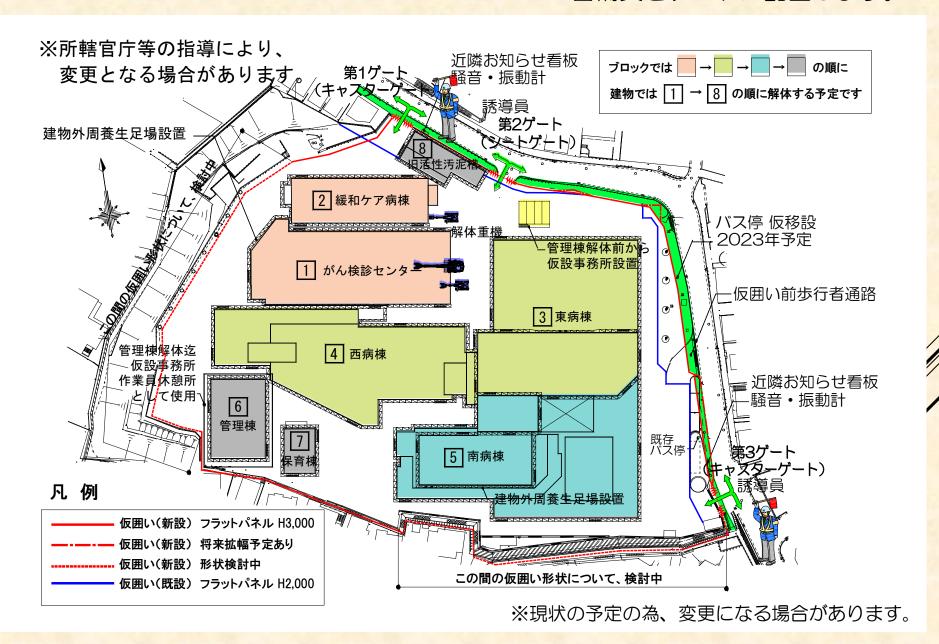
### 工程及び工事車両について (予定)



※詳細については計画中のため、変更になる場合があります。

### 施工計画 (全般)

※車両搬出入時、 警備員をゲートに配置します。



#### 交通安全対策

資機材の搬出入のため、2t車程度の車両が数台と、 トラック・トレーラー等の大型車両が1日に最大20台程度入退場します。予定する台数は以下の通りです。

2t車 小物資機材搬出入 2~3台程度/日

4t~8t車 養生足場材・燃料運搬および

産業廃棄物搬出 2~10台程度/日

10t車 産業廃棄物搬出 1~3台程度/週

10tダンプ 砕石・土の運搬 最大20台程度/日

トレーラー 重機回送・山留め材 2~10台程度/月









トラック

産業廃棄物運搬車

ダンプ車

トレーラー

### 交通安全対策

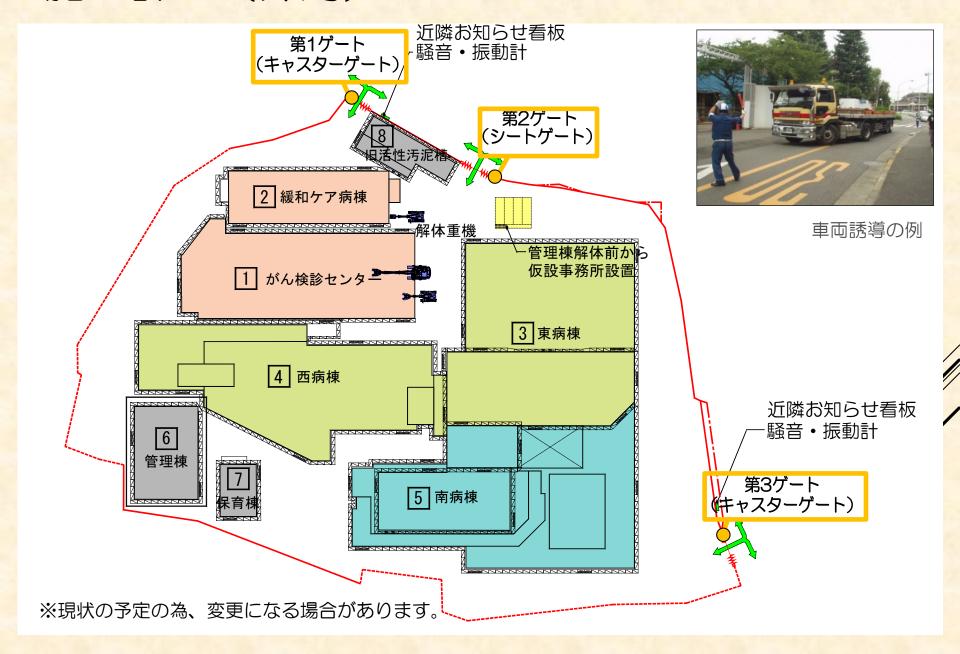
以下に、交通安全対策を記載します。

- (1) 車両運転手には、<u>作業所周辺の交通事情を周知</u>し、 道路交通法及び通行ルール遵守等の指導を行い、 また、<u>誘導員の配置</u>により、ご近隣の皆様や ご通行の皆様の安全確保に努めます。
- (2) 道路交通法により、車両規制を受ける資機材の 搬出入等については、<u>所轄警察署と十分打合せ</u>の 上、その指導に従います。
- (3) 朝の<u>通学時間帯</u>(午前7時30分~午前8時00分) は、<u>大型工事車両を通行させません。</u>

### 交通安全対策

- (4) ゲートには誘導員を配置し、車両入退場では、 一旦停止を行い、通行を妨げることのないよう、 左右の確認を徹底します。
- (5) 周辺の横断歩道付近では<u>徐行</u>し、<u>歩行者の通行を</u> 最<u>優先</u>します。
- (6) 大型車両の入場前は<u>事前に連絡</u>を取り、工事車両 が<u>集中しない</u>様に調整します。
- (7) 工事期間中、<u>歩道に段差などが発生しないよう</u> 計画し、歩道やバス停廻りの<u>維持管理</u>に努めます。

### 施工計画 (外周)



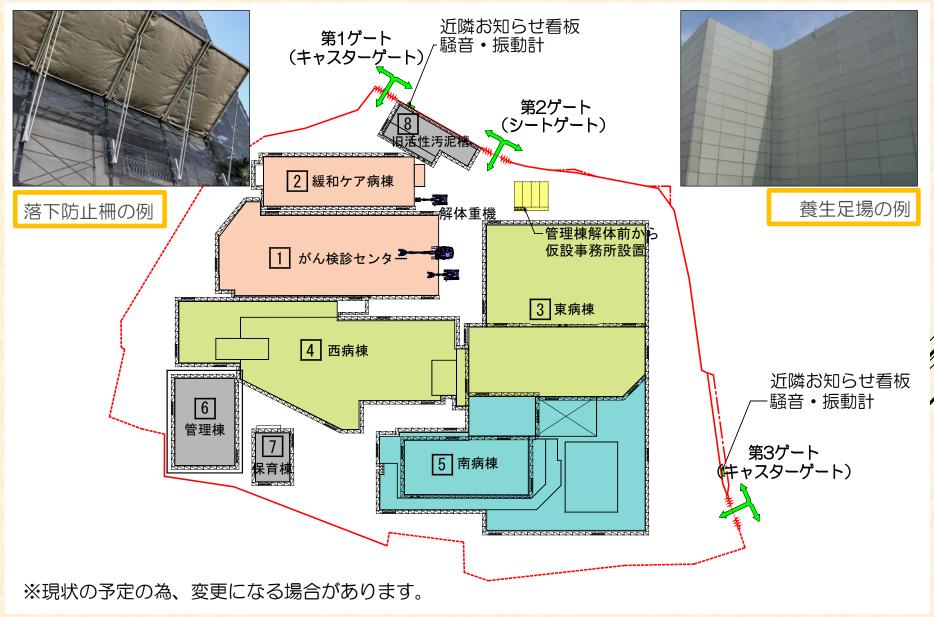




### 公衆災害防止対策

- (1) 工事敷地周辺には仮囲い、解体する建物には養生足場を設け、必要に応じて、落下防止柵等の安全対策施設を設置し、場内から**落下物飛散等の危険**がないよう留意します。
- (2) 工事に伴い、ご近隣の上下水道・電気・ガス等に 影響を及ぼすことの無いよう、管理者と事前に協 議を行い、適切・慎重に施工します。
- (3) 火気を使用する場合は、火元管理責任者を定めて、 消火設備等の**防火体制を整備**し、万全を期します。

### 公衆災害防止対策



### 騒音・振動・粉じん対策

- (1) 騒音・振動・粉じんの飛散等による、ご近隣の皆様への迷惑を極力少なくなるように配慮して、作業を進めます。
- (2) 騒音対策として、<u>養生足場の外側には防音パネル</u> またはシートを設置します。



養生足場 + 防音パネルの例

## 騒音・振動・粉じん対策

- (3) 低騒音及び低振動型工法の採用を推進すると共に各法令を遵守の上、ご近隣の皆様に配慮した施工を実施します。
- (4) 建物を重機で解体する際は、<u>散水を徹底し</u>、粉じんの飛散を抑制します。



低騒音・低振動工法の例 解体重機アタッチメント



低騒音型・低振動型 機械表示の例





散水養生の例

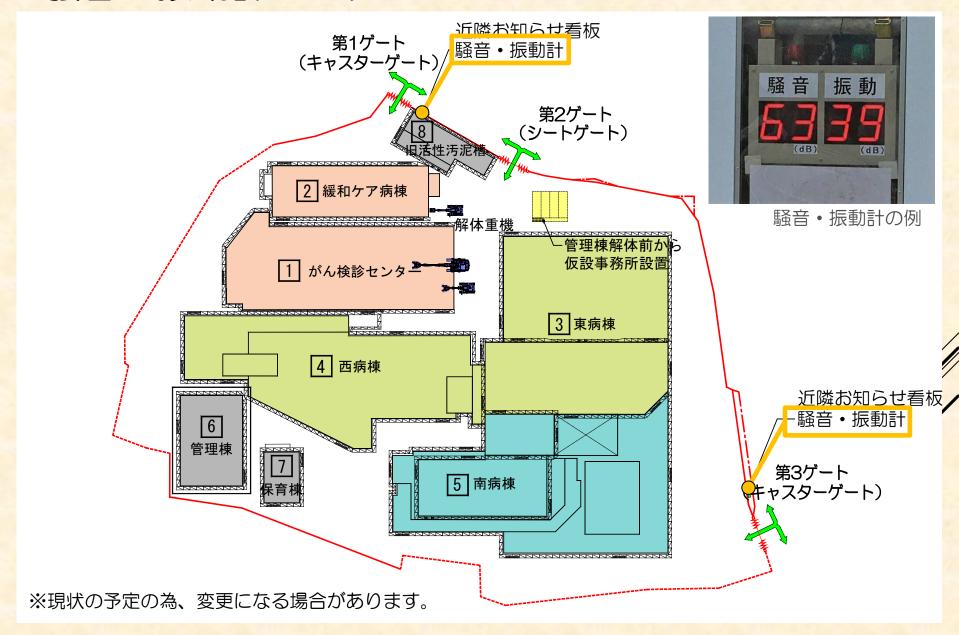
## 騒音・振動・粉じん対策

(5) 仮囲いに<u>騒音・振動計測システムを設置</u>して、 常時計測し、敷地境界線での騒音85dB以下 (騒音規制法)、振動75dB以下(振動規制法) の基準値を超過しない様に管理いたします。



騒音・振動計の例

## 騒音・振動計システム



## 騒音の目安 (音圧レベル)

90dB:「極めてうるさい」→騒々しい工場の中

80dB:「うるさい」→地下鉄や電車の車内

70dB:「うるさい」→騒々しい事務所の中

60dB:「普通」→走行中の自動車内

## 振動の目安 (振動レベル)

85~95dB: 震度4程度→吊り下げ物が大きく揺れる

75~85dB: 震度3程度→棚の食器が音をたてることがある

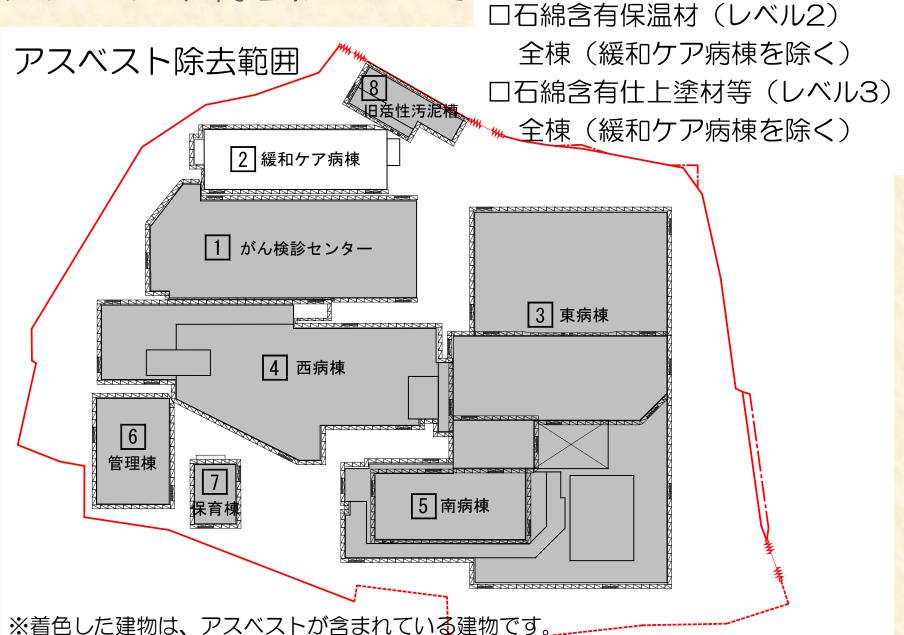
65~75dB: 震度2程度→吊り下げ物がわずかに揺れる

55~65dB: 震度1程度→コップの水がわずかに揺れる

## 環境・風紀対策

- (1) 現場内の泥等で場外を汚さない様に、<u>場内での</u> 洗車を徹底し、現場周辺道路の美化に努めます。
- (2) 工事関係者に対し、風紀・モラルに関する<u>指導</u> 教育を徹底します。また、現場周辺道路等も含め 工事敷地内に設置する<u>喫煙室以外は禁煙</u>とします。

## アスベスト除去について



## アスベスト含有建材 (国交省資料より抜粋)

アスベストが確認された場所は、それぞれの建材ごとの発生粉じんの度合い(レベル2~3)に従い、法令等で定められた作業方法により解体・撤去し、適切に処分いたします。

0,2/3/11	111/2000				
	レベル1	レベル2	レベル3		
含有建材	石綿含有吹付け材	設備配管保温材	石綿含有成形板等		
含有場所	鉄骨の耐火被覆材	配管工厂保温材	①岩綿吸音板 ②ボード ②ボード ③ビニル床タイル ④仕上げ塗材 その他		
飛散性	飛散性が高い	準飛散性 (崩れると飛散)	非飛散性 (固い板状)		

## アスベスト処理について

・レベル2:石綿含有保温材の除去のイメージ



⑥最終清掃 ⑤梱包・集積

④石綿含有部の切断

## アスベスト処理について

・レベル3:石綿含有成形板(天井ボード)の除去のイメージ



①除去前に湿潤作業



②天井ボード撤去



③梱包•集積

• レベル3:石綿含有成形板(ビニル床タイル)の除去のイメージ



①除去前に湿潤作業



②剥がし取ったタイルを集積



③梱包•集積

## アスベスト処理について

• レベル3:石綿含有壁仕上塗材の除去のイメージ



①手工具によるケレン



②ディスクグラインダー による除去



③超高圧水洗工法 による除去

## アスベスト除去について

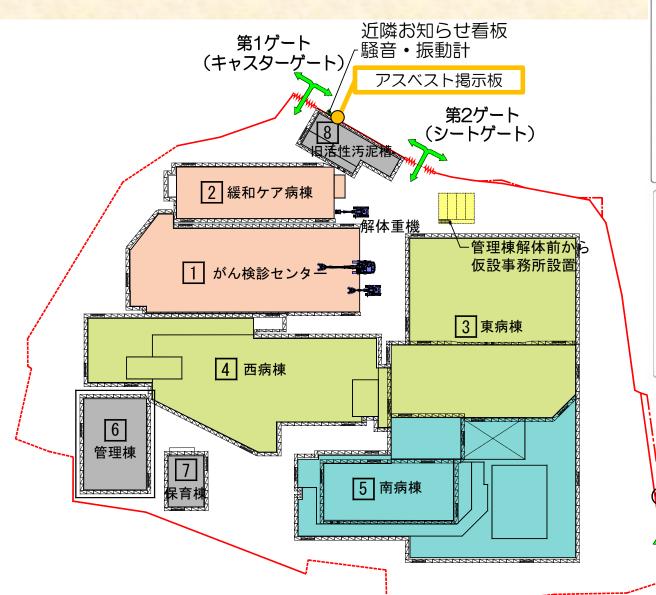
## アスベスト除去工事対策

- (1) 大気汚染防止法等に基づき、各種届出を期日 迄に行い、**諸官庁の指導の下**に除去を行います。
- (2) アスベストを除去する箇所には養生を施し、 **外部への飛散防止**に努めます。
- (3) 敷地境界線での粉じん濃度を測定し、基準値内であることを継続して確認します。
- (4)横浜市条例等に基づき、石綿排出作業の内容や 事前調査の結果等と、解体等の作業に関する 掲示を行います。

## アスベスト除去について

※現状の予定の為、変更になる場合があります。

#### アスベスト掲示板(イメージ)



石綿の使用状況の調査結果				
事業所の名称		現場責任者		
建築物の種別	□ビル □木造 □建築設備 □			
調査方法 (調査箇所)	□設計図書選数 □ 現場における目視 □ 石碑含有率の分析 □ 興度協同所			
発注者からの通知	□有り(□数計図書 □改修設計	第三記録 🗆	) □無し	
調査結果	石綿含有 □有り □無し 関査結果			
調査者氏名及び所属				
調査終了年月日	年	月	B	

建築物等の解体等の作業に 石綿障害予防規則に基づき、当現場では 防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策	適切な石綿のばく露	
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業 平成 年 月 日~	
石碑のはく重拓止相重及び石碑和じんの飛散拓止相重の概要:	平成 年 月 日(表示日) 施工事要者名: 連 絡 先:	
を石綿作業主任者に選任しています。	E RIT.	
石錦に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育: の実施した講習(平成 年 月受講)	現場責任者氏名:	

近隣お知らせ看板 騒音・振動計

アスベスト掲示板

が 第3ゲート ギャスターゲート)

## 家屋調査について (予定)

(1) 家屋調査の目的は、本解体工事の影響で、皆様の 所有する家屋に被害が生じていないかを調査する ためであり、工事前に現況をスケッチや写真など で記録し、工事後にも実施する事後調査と比較い たします。

(この調査に関する費用のご負担はありません。)

- (2) 範囲は、解体エリアの境界線より、30m以内の 家屋を予定しています。
- (3)時期は、事前調査:7月中旬以降、事後調査: 2024年7月頃を予定しています。

## 連絡窓口

ご近隣の皆様からのお問い合わせ先は、専用のフリーダイヤルが決まり次第、近隣お知らせ看板に記載いたします。それまでの間、工事についてのお問い合わせは、下記までご連絡願います。

## 戸田・大勝・紅梅 建設共同企業体 作業所長 野口

暫定連絡先: 045-228-8937 (午前8時~午後5時) (土日祝日、夏季・年末年始等の長期休暇は除く)

# ご清聴ありがとうございました

# 参考資料

#### 横浜市記者発表資料



令和4年5月13日 医療局病院経営本部 病院経営 課

#### 旧横浜市立市民病院敷地における土壌汚染調査の結果について

旧横浜市立市民病院は、令和2年5月の新病院への移転後、現在は使用を廃止し、解体工事に向けた 準備を行っています。使用廃止を受けて、敷地内の土壌汚染調査を行っていましたが、その結果が出ま したのでお知らせします。

#### 1 土壌汚染調査の概要

(1)目的

有害物質使用特定施設(病院、宿泊療養施設)の使用廃止のため、旧横浜市立市民病院敷地において土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づく土壌汚染調査を実施しました。

(2) 実施時期

令和3年7月26日~令和4年3月28日

(3) 実施場所

旧横浜市立市民病院敷地(保土ケ谷区岡沢町56番地)

(4)調查内容

土壌汚染対策法に準拠し、地歴調査、敷地を10m又は30m格子に分け表層及び排水管下の土壌調査、指定基準値を超えた箇所での超過物質の深度方向の土壌調査及び地下水調査を行いました。

- 2 調査結果(詳細は別紙のとおり)
- (1)第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)調査 10m格子(全 137 検体)の1か所において、トリクロロエチレンの土壌溶出量が表層、表層下 0.5m、表層下1.0mで基準値を超過しました。
- (2) 第二種特定有害物質(重金属等)調査 10m格子(全158 検体)の2か所において、六価クロム化合物の土壌溶出量が表層下0.5mで基準値を超過しました。
- 3 安全への配慮

基準値を超えた地点は現在、仮囲い等により一般の立入りを制限しています。また、アスファルト等で被覆されており、土壌が飛散するおそれはありません。

4 今後の対応

汚染の範囲、深度が確定しましたので、今後、関係法令に基づき区域の指定等を受けた後、関係局 と調整しながら、土壌の適正処理等の必要な措置を講じていきます。

#### 旧横浜市立市民病院 土壤汚染調査結果

#### 1 調查対象物質

地歴調査において使用が確認された特定有害物質

(1) 第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)(3物質)

ジクロロメタン、ベンゼン

トリクロロエチレン(調査において検出されたため追加)

#### (2) 第二種特定有害物質(重金属等) (9物質)

六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、アルキル水銀化合物、セレン及び その化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びそ の化合物

#### 2 調査結果

(1) 第一種特定有害物質についての調査

地表から深さ  $80\sim100$ cm の土壌ガスを 137 検体採取し、土壌ガス濃度を測定したところ、トリクロロエチレンが 10m格子の 3 区画において検出されました。その他の第一種特定有害物質は検出されませんでした。

次に、トリクロロエチレンが検出された 3 区画において、地表から深さ 10mまでの土壌をボーリングにより採取し、トリクロロエチレン及びその分解生成物の土壌溶出量を測定したところ、1 区画において、表層、表層下 0.5m、表層下 1.0mでトリクロロエチレンが土壌溶出量基準を超過しました。その他の区画については基準値の超過は見られませんでした。

#### (2) 第二種特定有害物質についての調査

地表又は排水管下から深さ 50cm までの土壌を 158 検体採取し、土壌溶出量濃度及び土壌含有量濃度を測定したところ、六価クロム化合物が 10m格子の 2 区画において基準値を超過しました。

次に、基準値を超過した2区画において、地表面から深さ2mまで1mごとに土壌を採取し、 大価クロム化合物の土壌溶出量を測定したところ、表層下1.0m、表層下2.0mのいずれからも 基準値超過は見られませんでした。あわせて地下水の調査を行いましたが、大価クロム化合物 の基準値超過は見られませんでした。

#### 3 調查資料

- (1)調査位置図
- (2)調查結果(基準值超過区画)

## 土壌汚染調査の結果

